

青森県報

号外第十三号

平成二十六年
三月十七日
(月曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

（海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 ……）

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示（ 同 ） ……

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

第五種共同漁業権に係る平成二十六年増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十六年三月十七日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免 許 番 号	湖 沼 川	魚 種	増 殖 計 画 量 の 基 準
内共第一号	笹内川	アユ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ	種苗放流 二千尾（二キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 二千尾（四キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成二箇所以上

内共第三号	追良瀬川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 五万尾（三〇〇キログラム）以上 種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上
内共第四号	大童子川	アユ ヤマメ イワナ イワナ	種苗放流 二千尾（二キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 一千尾（二キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上
内共第五号	赤石川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 三万尾（一八〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第六号	中村川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 産卵床造成一箇所以上
内共第七号	平滝沼	コイ フナ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上 種苗放流 四千尾（八キログラム）以上
内共第八号	廻堰大溜池	コイ フナ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 六千尾（二キログラム）以上
内共第十号	前潟・セバト沼・明神沼	フナ ワカサギ	種苗放流 二万五千尾（五〇キログラム）以上 ふ化放流 五百五十万粒以上
内共第十二号	十三湖	フナ ウグイ エビ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上

内共第二十 五号	野内川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 四千尾(二四キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 三万尾(六〇キログラム)以上 産卵放流 三箇所以上
内共第二十 六号	野辺地川	アユ ヤマメ イワナ	産卵放流 一万二千尾(七二キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第二十 七号	田名部川	ヤマメ コイ ウグイ ワカサギ	産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 三万粒以上
内共第二十 八号	川内川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 一万尾(六〇キログラム)以上 産卵放流 七万尾(一四〇キログラム)以上 産卵放流 六箇所以上 産卵放流 五箇所以上
内共第二十 九号	目滝川	アユ ヤマメ イワナ	産卵放流 三千尾(一八キログラム)以上 産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵放流 五箇所以上
内共第三十 号	易国間川	アユ ヤマメ イワナ	産卵放流 七千尾(四二キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 五箇所以上
内共第三十 一号	大畑川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 二万尾(二二キログラム)以上 産卵放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵放流 一箇所以上 産卵放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵放流 一箇所以上 産卵放流 二箇所以上

内共第三十 二号	野牛川	コイ ウナギ	産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 五百尾(一〇キログラム)以上
内共第三十 三号	大沼	コイ ウナギ ワカサギ エビ	産卵放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 三箇所以上 産卵放流 三箇所以上
内共第三十 四号	左京沼	コイ ウナギ ワカサギ エビ	産卵放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 三箇所以上 産卵放流 三箇所以上
内共第三十 五号	小老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 二十箇所以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 二十箇所以上 産卵放流 二箇所以上
内共第三十 六号	老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 二十箇所以上 産卵放流 六万尾(一二〇キログラム)以上 産卵放流 二十箇所以上 産卵放流 二箇所以上
内共第三十 七号	老部川	ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵放流 二箇所以上
内共第三十 九号	高瀬川 市柳沼 田面木沼	コイ フナ ウナギ ワカサギ	産卵放流 六千尾(二二キログラム)以上 産卵放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵放流 五百尾(一〇キログラム)以上 産卵放流 三万粒以上
内共第四十 一号	小川原湖	コイ ウナギ	産卵放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上 産卵放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上

が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 放流等の制限
ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭